

潮来市農業委員会議事録

記録日時 令和8年4月24日

記録者 濱田 智仁

令和8年4月農業委員会定例総会

日 時：令和8年4月24日（金）午後3時00分～午後4時00分

場 所：潮来市役所 3階 第一会議室

出席者：【農業委員】松本 清隆、鬼澤 淳一、服部 吉益、浅野 国彦、
薄井 重喜、兼原 儀弥、根本 佳和、谷田川 雅巳、
鬼澤 宏一、橋本 勇作、遠峰 喜久栄、宮本 孝一、
【事務局】事務局長 小川 宏、事務局長補佐 辻 寿幸、
事務局係長 鈴木 秀幸

議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による耕作目的の所有権移転許可申請に対する許可について
- 第2号議案 農地法第5条の規定による転用目的の使用貸借権設定許可申請に対する許可について
- 第3号議案 農地法第5条の規定による転用目的の貸借権設定許可申請に対する許可について
- 第4号議案 農地法第5条の規定による転用目的の所有権設定許可申請に対する許可について
- 第5条議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見徴収について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による農地等の権利取得の届出について
- 報告第2号 市街化区域内農地の転用届出に係る専決について
- 報告第3号 制限除外の農地移動届出の報告について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

・その他（協議事項）

議事内容

議 長： ただいまの出席委員は12名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまより、令和8年4月定例総会を開会いたします。

議 長：本総会に提案する議案は、告示のとおりです。また、本総会の会期は、本日一日限りとすることを提案いたしますが、ご異議ございませんか。

全 委 員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議 長：議事録署名人として、「3 番 根本 佳和委員」、「4 番 谷田川 雅巳委員」を指名いたします。なお、会議書記として、事務局長を任命いたします。

議 長：議案審議の前に専決処分の報告等がありますので、事務局より報告願います。

事務局長補佐： 報告第 1 号の「農地法第 3 条の規定による農地等の権利取得の届出について」 8 件
報告第 2 号の「市街化区域内農地の転用届出に係る専決について」 6 件
報告第 3 号の「制限除外の農地移動届出の報告について」 1 件
報告第 4 号の「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 3 件

議 長：専決処分の報告について、ご意見ございますか。

全 委 員：異議なし。

議 長：第 1 号議案から第 5 号議案を審議します。なお、今月 16 日に農地部会による現地調査が行われております。議案に係る調査報告に関しては、審議に応じ、逐次お願いします。

議 長：第 1 号議案を上程します。事務局より説明を願います。

事務局主幹：第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による耕作目的の所有権移転許可申請に対する許可について」1 件を朗読説明。

議 長：地元委員の説明に入ります。
整理番号 1 番 薄井委員 お願いします。

薄 井 委 員：事務局説明のとおりです。問題ない案件かと考えております。
ご審議よろしく願いいたします。

議 長：事務局、委員から報告のあった第 1 号議案についてお諮りします。

全 委 員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、第 1 号議案は原案のとおり決定をいたしました。

議 長：続きまして第 2 号議案を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局長補佐：第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による転用目的の使用貸借権設定許可申請に対する許可について」 1 件を朗読説明。

議 長：地元委員、農地部会委員の説明に入ります。整理番号 1 番 橋本委員 お願いします。

橋 本 委 員：事務局説明のとおりです。問題ない案件かと考えております。
ご審議よろしく願いいたします。

議 長：部会委員 鬼澤委員 お願いします。

鬼 澤 委 員：事務局、地元委員から説明のあったように問題のない案件かと考えております。慎重審議お願いいたします。

議 長：委員から報告のあった第 2 号議案についてお諮りします。

全 委 員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、第 2 号議案は原案のとおり決定をいたしました。続く第 3 号議案につきましては、審議対象者に谷田川委員が含まれますので退室していただきます。

(谷田川委員が退室)

議 長：続いて第 3 号議案を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局長補佐：第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による転用目的の貸借権設定許可申請に対する許可について」 1 件朗読説明。
(申請者に対し、顛末書の提出を求める旨も説明)

議 長：地元委員、農地部会委員の説明に入ります。整理番号 1 番 服部委員 お願いします。

服部委員：16日に農地部会で現地確認をしました。当該農地には、ビニールハウスが建っており、下に山砂等が入っていますが、もう少ししっかりした山砂で土盛りをした方がよいという話が出ましたので、そちらの指導も併せてお願いいたします。谷田川委員にもお伝えしてあり、そのような形で整備することです。また、申請者から顛末書を提出させるとのことですが、会長からの口頭注意も付け加えたほうが良いと思います。

議長：委員から報告のあった第3号議案についてお諮りします。

全委員：異議なし。

議長：異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり決定をいたしました。ここで退室された委員の入室を許可いたします。

(谷田川委員が入室)

議長：続いて第4号議案を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局長補佐：第4号議案「農地法第5条の規定による転用目的の所有権設定許可申請に対する許可について」1件朗読説明。

議長：地元委員、農地部会委員の説明に入ります。整理番号1番 薄井委員 お願いします。

薄井委員：事務局説明のとおりです。問題ない案件かと考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長：部会委員 兼原委員 お願いします。

兼原委員：事務局、地元委員から説明のあったように問題のない案件かと考えております。慎重審議お願いいたします。

議長：事務局から報告のあった第4号議案についてお諮りします。

全委員：異議なし。

議長：異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり決定をいたしました。

議 長：続いて第5号議案を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局係長：第5号議案「潮来市農用地利用集積計画の議決について」13件を朗読説明。

議 長：事務局から報告のあった第5号議案についてお諮りします。

全 委 員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり決定をいたしました。

議 長：慎重審議ありがとうございました。議事終了と認めますので、令和8年4月農業委員会定例総会を終了いたします。

以上、会議の記録は、書記が記載したものであるが、その内容に相違ないことを認めここに署名押印する。

令和8年4月24日

議 長 _____

署 名 人 _____

署 名 人 _____